

●国から地方への税源移譲により

平成19年度から住民税（町・県民税）が変わります

所得税から個人住民税（町県民税）への税源移譲

ほとんどの方は、1月から所得税が減り、その代わりに6月から個人住民税が増えることとなりますが、基本的に所得税と個人住民税の合計の負担は変わりません。

◆どうして変わるの？

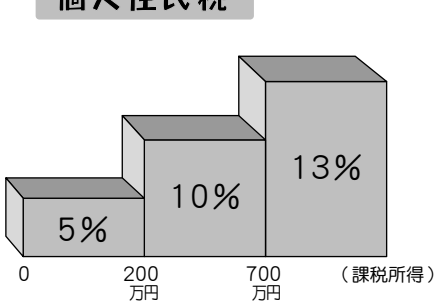
町は、地方税以外に国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などの財源を受けて行政サービスを行っています。しかし、この仕組みは様々な制約があり、必ずしも地域の実情に合っていない。このため、町が自主的に財源の確保を行い、住民の皆さんに必要な行政サービスを、自らの責任でより効率的に行えるよう、平成18年度の国税制改正によって、国税である所得税の一部（3兆円規模）が地方税である個人住民税へ移されることになりました。このことを税源移譲と言います。これにより平成19年から、所得税と個人住民税の税額が変わります。

◆どう変わるの？

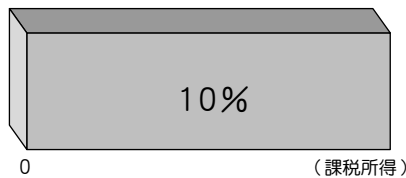
個人住民税には、所得に応じてご負担いただく所得割と、皆さんに一定額をご負担いただく均等割があります。今回、所得割の税率が、現在の3段階（5%、10%、13%）から一律10%に変わります。

●平成18年度分まで

個人住民税



●平成19年度分から



税源移譲による個人住民税所得割の税率を一律10%にすることに伴い、国の所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります。

●年金受給者や給与所得者の場合

給与や年金から所得税を源泉徴収されている方はほとんどは、平成19年1月の給与や2月に受け取る年金から源泉徴収される所得税が減っています。その代わりに6月からの個人住民税が増えることとなります。

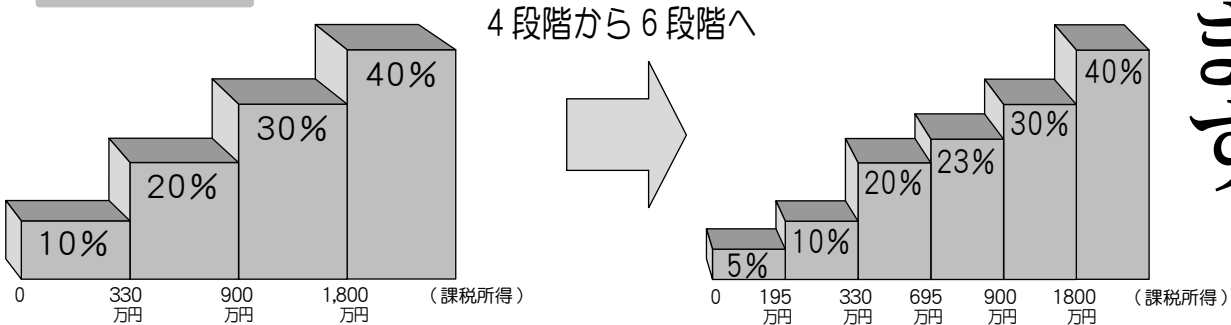
●事業所得者の場合

ほとんどの方は、個人住民税額が増え、平成20年2・3月の確定申告時（予定納税の場合は平成19年7月、11月および平成20年2月・3月の確定申告時）に所得税額が減ります。（注）

このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があります。

（注）所得税は1年間の所得に対してその年に課税されますが、個人住民税は前年の所得に対して課税されます。このため、実際の負担額は収入の増減により変動します。

所得税



※図の税率は、県民税と町民税を合わせたものです。税率は所得割にかかると、このほかに所得にかかわらず均等割：年額4,800円（琵琶湖森林づくり県民税800円を含みます）が課税されます。

税源移譲以外の主な変更点

平成19年度は、税源移譲のほかに、定率減税の廃止と老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置等により、ほとんどの人の個人住民税額が増えることとなります。

◆定率減税が廃止になります

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた「定率減税」が廃止になります。

所得税…平成18年1月分から税額の10%相当額(12万5千円を限度)を減額

↓平成19年1月分から廃止

住民税…平成18年6月分から税額の7.5%相当額(2万円を限度)を減額

↓平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦 + 子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年	
住民税	200,800円
・定率減税	△14,700円
所得税	263,000円
・定率減税	△26,300円
合計	422,800円

平成19年	
住民税	298,300円
所得税	165,500円
合計	463,800円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

◆個人住民税の老年者非課税措置の廃止による経過措置がとられています

個人住民税の老年者非課税措置が、廃止されたことによる経過措置がとられています。平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得額が125万円以下の方は、平成17年度まで個人住民税は非課税となっていました。平成18年度分(平成18年6月分から)の個人住民税から、この措置は廃止となりました。しかし、急激な税負担を緩和する目的から下記のように経過措置がとられています。

【経過措置として】

●平成17年度
↓非課税

●平成18年度
↓3分の2減額

●平成19年度
↓3分の1減額

●平成20年度以降
↓全額負担

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



平成17年	
住民税	非課税
所得税	34,800円
・定率減税	△6,960円
合計(税額)	27,840円

平成18年	
住民税	24,700円
・定率減税	△1,500円
・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$	△15,466円
所得税	34,800円
・定率減税	△3,480円
合計(税額)	39,054円

平成19年	
住民税	42,100円
・住民税 × $\frac{1}{3}$	△14,033円
所得税	17,400円
合計(税額)	45,467円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)には、均等割4,800円(うち、琵琶湖森林づくり県民税800円)を含めています。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎626570 有線 55093